

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

（1）現状分析

本市の中心市街地は、昭和 9 年の大火後直ちに着手された函館復興土地区画整理事業と、人口増加に伴う無秩序な街区形成を防止するために昭和 12 年に着手された函館第二土地区画整理事業の両事業により、都市基盤の骨格が形成された。

函館駅前・大門地区は、平成 16 年に完了した函館駅前土地区画整理事業により、駅前広場の拡張整備をはじめ、JR 函館駅舎の移転新築、ウォーターフロント地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や歩行者空間も併せて整備し、交通結節機能の充実を図るとともに、新たな拠点地区の整備に努めてきたところであるが、快適な歩行空間の整備など拠点地区に相応しい環境づくりを進めていく必要がある。

本町・五稜郭・梁川地区は、特別史跡五稜郭を中心とした観光施設が立地しているほか、函館市芸術ホール、函館市中央図書館、北海道立函館美術館などの文化施設が集積し、既に拠点地区を形成しているが、来街者が安全・安心に回遊できる環境づくりを進めていく必要がある。

（2）市街地の整備改善のための事業の必要性

北海道新幹線新函館(仮称)開業に伴う交流人口の増大に対応して、交通結節点を中心に土地の高度利用と都市機能の集積を進めることによって、北海道の玄関口として、魅力ある都市空間の創出が必要である。

また、国際観光都市として国内外から多くの人々が訪れる本市のまちの顔に相応しい都市景観や観光施設等の整備により、中心市街地の魅力と回遊性の向上を図る。

さらに、少子高齢化に対応して安全で快適な歩行環境等の整備を推進するとともに、高齢者を含めた全ての人にとって安心して暮らせる住みよい市街地環境への整備改善を進める。

（3）フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認を行い、状況に応じて事業の進捗のための措置を講ずる。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 市道ときわ通改築事業 ●内容 渋滞を解消するための車線の増設 延長約 190m ●実施時期 H25 年度	函館市	市道ときわ通の一部区間は、観光シーズンを中心に函館市芸術ホール駐車場の満車時に生ずる渋滞を緩和するため、駐車場付近の車道を拡幅し整備する。 駐車場利用者の利便性を高めるとともに、渋滞の解消が図られる本事業は、観光客等の来街を促進し、中心市街地の賑わいの創出を図るうえで必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（中心市街地地区）） ●実施時期 H25 年度	
●事業名 市道ときわ通歩道整備事業 ●内容 延長約 150m （ブロック舗装） ●実施時期 H26 年度	函館市	五稜郭公園と近傍のバス停をつなぐ歩道を安全・快適で、かつ魅力的な歩行空間に整備する。 五稜郭公園周辺の歩行者空間のネットワークの向上が図られる本事業は、観光客等の来街を促進し、回遊性の向上を図るほか、中心市街地の賑わい創出を図るうえで必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（中心市街地地区）） ●実施時期 H26 年度	
●事業名 歩行者用案内サイン整備事業 ●内容 歩行者用情報案内板の整備 （20 カ所） ●実施時期 H25 年度	函館市	地理に不案内な観光客等が安心して歩くことができる歩行環境を創出するため、わかりやすく、安全かつ円滑な移動を確保する案内標識を整備する。 中心市街地内の主要施設等を適切的確に案内することにより、観光客等の来街を促進することができる本事業は、賑わいの創出や回遊性の向上を図るうえで必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（中心市街地地区）） ●実施時期 H25 年度	

●事業名 アーケード撤去事業 ●内容 老朽化したアーケードの撤去 延長約 457m ●実施時期 H26～27 年度	函館都心 商店街振 興組合	国道 2 7 8 号の歩道に架かるアーケードは、老朽化が進み危険な状態であることから撤去し、安全・安心な歩行空間を整備する。 歩行者空間の安全性の向上が図られる本事業は、賑わいの創出や回遊性の向上を図るうえで必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（中心市街地地区）） ●実施時期 H26～27 年度	
●事業名 事業効果分析調査 ●内容 都市再生整備計画に基づき実施する事業の事業効果の分析を行う。 ●実施時期 H27～29 年度	函館市	都市再生整備計画に基づき実施する事業の事業効果の分析を行い、持続的なまちづくり方策を検討する。 まちづくり事業の効果の分析と評価を行うことにより、より効率的で質の高い行政サービスを提供できる本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（中心市街地地区）） ●実施時期 H27～29 年度	
●事業名 函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業 ●内容 商業施設、集合住宅、子育て世代活動支援施設等の整備を市街地再開発事業で行う。 ●実施時期 H24～28 年度	(株)NA アーバンデベロップメント	低利用化・老朽化が著しい和光ビルを含む街区を一体的に再開発し、商業施設、集合住宅、子育て世代活動支援施設等を整備することにより、街区の機能更新、高度利用に併せ、中心市街地全体への波及効果を生み出す。 多くの利用者が見込まれる子育て世代活動支援施設や、街なか居住に寄与する集合住宅を整備する本事業は、賑わいの創出や街なか居住の推進を図るうえで必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） ●実施時期 H24～28 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 函館本町地区優良建築物等整備事業 ●内容 商業施設、集合住宅、市民交流施設等の整備を優良建築物等整備事業で行う。 ●実施時期 H26～28 年度	民間	現在閉鎖されている旧グルメシティ五稜郭店を再開発し、商業施設、集合住宅、市民交流施設等を整備することにより、街区の機能更新、高度利用に併せ、中心市街地全体への波及効果を生み出す。 多くの利用者が見込まれる市民交流施設や、街なか居住に寄与する集合住宅を整備する本事業は、賑わいの創出や街なか居住の推進を図るうえで必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） ●実施時期 H26～28 年度	
●事業名 函館南茅部線五稜郭交差点地下歩道修繕事業 ●内容 壁面延長 160m （壁面補修及び内装・照明交換） ●実施年度 H27～28 年度	北海道	本町・五稜郭・梁川地区の中心に位置する五稜郭交差点地下歩道を安全・快適で、かつ魅力的な歩行空間に改修する。 五稜郭交差点地下歩道は、丸井今井や函館本町地区優良建築物等整備事業ビルと接続しており、歩行空間の長寿命化および快適性の向上は、地下横断歩道を日常的に利用する地域住民や観光客の往来を促進し、回遊性の向上が図られるほか、中心市街地の賑わいの創出を図るうえで必要な事業である。	●支援措置 防災・安全交付金（道路事業） ●実施時期 H27～28 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 駅前環境美化推進事業 ●内容 駅前広場を花で飾り付ける。 ●実施時期 H24～29 年度	函館市	函館の玄関口である函館駅前を色彩豊かな花で飾り付け、温もりある空間の創出を図る。 誰もがくつろげる魅力的な空間の整備は、中心市街地の賑わいの創出や街なか居住の推進を図る上で必要な事業である。		
●事業名 グリーンプラザ整備事業 ●事業内容 グリーンプラザのリニューアルを行う。 面積 4,793 m² ●実施時期 H28 年度～	函館市	函館駅前・大門地区の中心に位置するグリーンプラザを、函館市の新しいシンボルとなり、駅前通との連続性を考慮したイベント機能も兼ね備えた賑わい空間として整備する。 函館の新しいシンボルとなる都市空間を創出することにより、観光客等の来街を促進することができる本事業は、賑わいの創出や回遊性の向上を図るうえで必要な事業である。		
●事業名 市道広小路整備事業 ●内容 延長約 330m (ブロック舗装等) ●実施時期 H28 年度～	函館市	市道広小路は、グリーンプラザと一体で函館市の新しいシンボルとなり、駅前通との連続性を考慮したイベント機能も兼ね備えた賑わい空間として整備する。 函館の新しいシンボルとなる都市空間を創出することにより、観光客等の来街を促進することができる本事業は、賑わいの創出や回遊性の向上を図るうえで必要な事業である。		

●事業名 市道放射 2 - 2 号 線歩道整備事業 ●内容 延長約 240m (ブロック舗装) ●実施時期 H29 年度～	函館市	五稜郭公園と近傍のバス停をつなぐ歩道を安全・快適で、かつ魅力的な歩行空間に整備する。 五稜郭公園周辺の歩行者空間のネットワークの向上につながる本事業は、観光客等の来街を促進し、回遊性の向上を図るほか、中心市街地の賑わい創出を図るうえで必要な事業である。		
--	-----	--	--	--